

表4

## 計量証明検査手数料一覧表

令和元年10月1日施行

計量器の種類	区 分	手 数 料
質量計		表5に記載
騒音計	使用最大周波数8,000Hz以下のもの	23,300円
	使用最大周波数8,000Hzを超えるもの	37,600円
振動レベル計		33,000円
濃度計	(1)ジルコニア式酸素濃度計	95,400円
	(2)磁気式酸素濃度計	95,400円
	(3)溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	125,600円
	(4)紫外線式二酸化硫黄濃度計	94,800円
	(5)紫外線式窒素酸化物濃度計	105,900円
	(6)非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	100,400円
	(7)非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	115,400円
	(8)非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	101,400円
	(9)化学発光式窒素酸化物濃度計	108,200円
	(10)ガラス電極式水素イオン濃度指示計	26,300円

- 注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額は、この表に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 環境計量器の濃度計のうち(4)に掲げる濃度計と(5)に掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあっては、(4)に掲げる濃度と(5)に掲げる金額とを合算して得た金額から50,900円を減ずるものとする。
- 3 環境計量器の濃度計のうち(6)から(8)までに掲げる濃度計で2以上の検出部を有するものにあっては、検出部が1増すごとに(6)から(8)までに掲げる金額の5割に相当する金額を加算するものとする。
- 4 環境計量器の濃度計のうち(4)から(9)までに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が3を超えて1増すごとに(4)から(9)までに掲げる金額に22,100円を加算するものとする。
- 5 知事が指定する場所以外の場所で計量証明検査を行う場合にあっては、当該計量証明検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該計量証明検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

- \*1 手数料の納付方法は、質量計以外にあっては滋賀県計量法関係手数料収入証紙による。  
 なお、質量計にあっては指定計量証明検査機関(一般社団法人 滋賀県計量協会)が指示する方法により納付する。
- \*2 滋賀県計量法関係手数料収入証紙売りさばき人は(一社)滋賀県計量協会(草津市川原町149番1)

表5

## 計量証明検査手数料一覧表

令和元年10月1日施行

種 類 別 能 力 別	機械式はかり		電気式はかり・光電式はかり	
	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)	手数料(円) (A)	精度が10000分の1 未満の手数料(円) (B)
棒はかり ばね式指示はかり(直線目盛に限る)	260円	—	—	—
ひょう量が100kg以下のもの	500円	1,000円	1,500円	3,000円
ひょう量が100kgを超え250kg以下のもの	900円	1,800円	1,800円	3,600円
ひょう量が250kgを超え500kg以下のもの	1,600円	3,200円	2,200円	4,400円
ひょう量が500kgを超え1トン以下のもの	2,100円	4,200円	3,200円	6,400円
ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの	3,800円	7,600円	3,800円	7,600円
ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの	6,900円	13,800円	6,900円	13,800円
ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	10,800円	21,600円	10,800円	21,600円
ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	15,100円	30,200円	15,100円	30,200円
ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	19,300円	38,600円	19,300円	38,600円
ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	21,800円	43,600円	21,800円	43,600円
ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	30,100円	60,200円	30,100円	60,200円
ひょう量が50トンを超えるもの	52,000円	104,000円	52,000円	104,000円
分銅、定量おもり、定量増おもり	1個につき10円			

注1 非自動はかりの最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)または表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が、ひょう量の10,000分の1未満である場合にあっては、当該非自動はかりに係る手数料の金額(B)欄は、(A)欄に定める手数料の金額の2倍に相当する金額とする。

2 知事が指定する場所以外の場所で検査を行う場合にあっては、当該検査に使用する検査用具の運搬に要する費用として知事が別に定める額および当該検査を行う職員1人につき1,250円を加算するものとする。

手数料の納付方法: 質量計にあっては指定計量証明検査機関(一般社団法人滋賀県計量協会)が指示する方法による。